

二宮町外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく法第2条第1項各号に掲げる者（二宮町職員の公益通報に関する要綱第2条第2号に規定する職員等を除く。以下「労働者等」という。）による公益通報を受けたときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報のうち、労働者等が、その労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、その旨を当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する町の機関に通報することをいう。
- (2) 通報者 外部公益通報を行う者をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う権限に係る事務を分掌する町の課等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の定義は、法の例による。

(総合窓口)

第3条 町民部町民課に外部公益通報総合窓口（以下「総合窓口」という。）を設置する。

2 総合窓口は、外部公益通報に係る受付先の案内その他外部公益通報に関する情報の提供を行うものとする。

(通報受付窓口等)

第4条 外部公益通報は、所管課で受け付けるものとする。

2 所管課は、外部公益通報を面接、電話、郵便、電子メールその他適切な方法により受け付けるものとする。

3 所管課は、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握し、

外部公益通報受付票（第 1 号様式）を作成するとともに、その写しを総合窓口
に提出するものとする。

（管理責任者）

第 5 条 所管課が行う通報の処理その他の外部公益通報に関する事務の適正な
執行を管理するため、外部公益通報処理管理責任者（以下「管理責任者」とい
う。）を置く。

2 管理責任者は、所管課が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
者とする。

（1） 町長部局に属する場合 二宮町職員の職の設置に関する規則（昭和 62
年二宮町規則第 4 号）第 3 条第 2 項に規定する部長及び同規則第 5 条第
2 項に規定する担当参事並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
168 条第 1 項に規定する会計管理者である者

（2） 教育委員会に属する場合 教育部長

（3） 消防本部に属する場合 消防長

（4） 地方自治法第 180 条の 5 の規定により設置された委員会（教育委員会
を除く）又は委員の事務局である場合 当該事務局の長

3 管理責任者は、第 1 項に規定する事務が適正に行われるよう、当該事務に
従事する職員（以下「従事職員」という。）の指揮監督を行わなければならない。
い。

（教示）

第 6 条 所管課は、通報の内容となる事実について、町がその権限を有しない
ときは、当該通報者に権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。
ない。

（通報者への通知等）

第 7 条 所管課は、通報を受け付けた場合において、法に基づく外部公益通報
として処理することの適否を決定し、外部公益通報受理・不受理通知書（第 2
号様式）により当該通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知
を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明である場合は、この限りでない。

2 所管課は、次の各号のいずれかに該当する通報は、外部公益通報として受
理せず、情報提供として受け付けるものとする。

（1） 法に定められた要件を満たさない通報

（2） 内容が著しく不分明な通報

（3） 事実でないことが明白な通報

（4） 誹謗中傷など不正の目的であることが明らかな通報

（5） 行政機関が対応するのが適切でない通報

（6） 前各号に規定するもののほか、外部公益通報として受理することが不

適当と認められる通報

(調査の実施等)

第8条 所管課は、管理責任者の指揮のもとに、調査を行うこととした外部公益通報について必要かつ適切な方法により調査を実施するものとする。

2 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう配慮しつつ、遅滞なく、公正かつ誠実に行わなければならない。

3 所管課は、調査が終了したときは、速やかにその結果を外部公益通報調査結果(第3号様式)に記録するとともに、その写しを総合窓口に提出するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

第9条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置(以下「措置」という。)を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置をとったときは、その内容を外部公益通報措置結果(第4号様式)に記録するとともに、その写しを総合窓口に提出するものとする。

(措置結果等の通知)

第10条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容及び是正結果を外部公益通報調査・措置結果通知書(第5号様式)により、遅滞なく通報者に通知するとともに、その写しを総合窓口に提出するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明である場合は、この限りでない。

2 前項の通知は、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行わなければならない。

(秘密の保持等)

第11条 外部公益通報の処理に従事する管理者及び従事職員は、外部公益通報及び情報提供で知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公益通報関連文書の管理)

第12条 総合窓口及び所管課は、外部公益通報及び情報提供の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、秘密保持に配慮し、適切な方法により管理しなければならない。

(利益相反の排除)

第13条 管理者及び従事職員は、自らが関係する通報対象事実の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第14条 通報対象事実に関し処分又は勧告等を行う権限を有する所管課が複数ある場合には、管理者の指揮のもと連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(公益通報以外の通報)

第15条 総合窓口は、公益通報以外の通報があった場合は、必要に応じ所管課に情報提供するものとする。

2 総合窓口及び所管課は、公益通報以外の通報内容が法令遵守の観点から公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断したときは、公益通報の処理に準じて、適切に処理しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年12月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

外部公益通報受付票

受付日		件 名			
所管課					
受付者					
通報者	住所		受付手段	面接	電話
	氏名			F A X	郵便（文書）
	電話			その他（ ）	
	F A X		通報者への通知 ※通報者の意思を確認		
	メール		受理・不受理について		希望する・希望しない
	勤務先		調査・措置結果について		希望する・希望しない
	その他		事業所等での所属		
事業所 情報	社名等		☐ 社員（部署 役職 ）		
	所在地		☐ 派遣労働者（派遣先 ）		
	電話		☐ 取引先（取引関係社名 部署 ）		
	その他		☐ その他（ ）		
① 通報対象事実は、生じている・生じようとしている・その他（ ）					
② 通報内容を確認した日時及び場所					
③ 通報対象事実の内容及び確認した経緯（何を、どのように、何のために、なぜ生じたか）					
④ 通報対象事実を知った経緯					
⑤ 証拠資料等の有無（有る場合は、どのような資料か。）					
有（ ） ・ 無 / 提出できる ・ できない					
⑥ 通報をしようと思った理由					
⑦ 他に通報内容を知っている人の有無（有る場合は、氏名等）					
有（ ） ・ 無					
⑧ 上司との話合いの有無（					
有（上司の氏名等 ） ・ 無					
⑨ 他の行政機関への連絡の有無又は連絡予定の有無					
有（ ） ・ 無					

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

二宮町長

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けであなたから受けた通報は、次のとおり決定しましたので、二宮町外部公益通報に関する要綱第8条第1項の規定により通知します。

1. 件名

2. 結果

（1）外部公益通報として受理し、当該対象事実について調査を開始しました。

（2）次の理由により外部公益通報とは認められないので、不受理としました。

不受理理由

（3）二宮町には、処分及び報告を行う権限がないため、次のところに通報してください。

通報先：

本件外部公益通報に関する担当
二宮町
担当者
電 話

第3号様式（第9条関係）

外部公益通報調査結果

調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
所管課		
通報内容		
調査方法 該当項目に○ 印を付ける。	1 通報者からの情報収集 2 通報対象となった事業者から既に提出されている文書の調査 3 報告徴収 4 立入検査 5 その他（ ）	
調査結果	事実の有無	☐ 通報対象事実あり ☐ 通報対象事実なし
特記事項		

第4号様式（第10条関係）

外部公益通報措置結果

措置年月日	年 月 日
所管課	
通報内容	
法令に基づく措置 その他適当な措置内容	
是正結果	
特記事項	

第 5 号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

二宮町長

外部公益通報調査・措置結果通知書

受付日	年 月 日
調査結果	
措置の内容 及び 是正結果	
その他 参考事項	

本件外部公益通報に関する担当
二宮町
担当者
電 話